

平成 24 年度以降の相談支援事業に係る指定について

1 事業種別について

(1) 「一般相談支援」において行う支援内容

① 基本相談支援

地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題について、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行う。

② 地域移行支援

障害者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行う。

③ 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に対して、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、当該障がい者に対し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行う。

(2) 「特定相談支援」において行う支援内容

① 基本相談支援

② サービス利用支援

障がい者の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい者等又は障がい児の保護者の障害福祉サービス等を勘案し、サービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画を作成する。

(3) 「障害児相談支援」において行う支援内容

○ 障害児支援利用援助

申請に係る障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画案を作成し、通所給付決定等が行われた後に、指定障害児通所支援事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、障害児支援利用計画を作成する。

2 指定の種類

「一般相談支援」「特定相談支援」「障害児相談支援」について、下記の類型で指定を受けることが可能。

【単独指定】			
《パターン1》	一般相談支援	←	地域移行支援 地域定着支援
《パターン2》	特定相談支援		
【一体的指定】			
《パターン3》	一般相談支援	+	特定相談支援
《パターン4》	特定相談支援	+	障害児相談支援
《パターン5》	一般相談支援	+	特定相談支援 + 障害児相談支援

① 「一般相談支援」については、地域移行支援と地域定着支援それぞれ指定が必要となるが、両方の指定を受けることを基本とする。ただし、他の相談支援事業所との連携が可能な場合、どちらかのみ指定も可能。

② 「障害児相談支援」については「特定相談支援」と一体的に指定を受けることを基本としており、「障害児相談支援」のみで指定を受けることはできない。

③ 札幌市において、障害児支援利用計画案の作成開始時期は未定であるが、「障害児相談支援」の指定を平成24年4月1日から受けることは可能。

ただし、障害児相談支援事業費の請求はできない。

④ 平成24年3月31日までに相談支援事業所の指定を受けている事業所については、「一般相談支援」の『みなし指定』を受け、平成24年度末までに指定手続きを行うことが必要。

ただし、「特定相談支援」及び「障害児相談支援」を含む一体的指定を希望する事業所については、それらの新規申請手続きが必要。

3 主たる対象者について

「一般相談支援」及び「特定相談支援」においては、原則として障がい種別を定めることはできず、全ての障がい児（者）を相談対象としなければならない。

ただし、次の場合については障がい種別を定めることが可能。

① 他の相談支援事業所と連携が可能な場合

② 「障害児相談支援」の指定を一体的に受けている「特定相談支援事

業所」《パターン4、5》場合

⇒対象を『障がい児』に定めることが可能。

4 人員配置基準について

A	一般相談支援	管理者	+	地域移行支援・地域定着支援担当者
B	特定相談支援	管理者	+	相談支援専門員
C	障害児相談支援	管理者	+	相談支援専門員

- ① 「一般相談支援」において、管理者と地域移行支援・地域定着支援担当者のうち、どちらか1名は相談支援専門員とすること。なお、他の配置する職員については、資格要件不要とする。
- ② 複数の相談支援事業を一体で指定を受けた場合、兼務が可能。
 - 《A+Bの例》 管理者（1名）+相談支援専門員兼
地域移行支援・地域定着支援担当者（1名）
 - 《B+Cの例》 管理者（1名）+相談支援専門員（1名）
 - 《A+B+Cの例》 管理者（1名）+相談支援専門員兼
地域移行支援・地域定着支援担当者（1名）
- ③ 業務に支障が無ければ他事業所（障害福祉サービス事業所等）との兼務可能。